

## 地方創生の推進に関する決議

我々都市自治体は、かねてより地域の実情に応じた少子化対策や地域活性化策を実施し、主体的に人口減少対策に取り組んできたところである。

政府は、本年度を地方創生元年とし、人口減少の克服と地方創生の実現に国として総力を挙げて取り組むという強い決意を示しており、地方においては、地方の創意工夫を活かした施策を盛り込んだ地方版総合戦略等の策定を進めているところである。

地方創生への対応は、個々の自治体や一地方だけでは限界があり、徒に地域間の競争を招かないためには、公平な条件を整えた上で、取り組む必要がある。国と地方の役割分担を踏まえ、各行政主体が相互に連携を図り、様々な課題に一体となって取り組むことが重要である。

我々都市自治体は、人口減少や地方創生への課題に対し、全身全霊で取り組んでいく所存である。よって、国においては、早急に下記事項を実現するよう強く要請する。

### 記

#### 1. 地方創生の推進に関する措置

##### (1) 国の責務で行うべき施策の明確化について

医療・教育に係る少子化対策の抜本的な強化をはじめ国がナショナルミニマムとして取り組む施策など、国が本来行うべき施策について、国は、その果たすべき責務を法令等で明確にした上で、現在進めている地方創生の取組に加え、人口減少問題や地方創生に資する実効性のある施策を早急に実施すること。

##### (2) 地域経済の活性化等に資する社会基盤整備の推進について

地域における生活の向上、観光交流の促進、経済・産業活動の活性化等に向けて、地域交通網、交通基盤、情報通信基盤などの社会基盤整備等を推進し、地方と都市部における、ひと・もの・情報の格差を解消すること。

##### (3) 自治体連携の推進について

自治体が連携して地域全体の人口減少や地域経済の成長に取り組む定住自立圏構想及び連携中枢都市圏構想の推進を図ること。

##### (4) 地方へのひと・もの・企業等の移転の促進について

U J I ターンの促進を図るため、都市自治体が行う移住・定住支援や、結婚・妊娠・子育ての切れ目ない支援等若者が魅力を感じるまちづくりに対して十分な

財政措置を講じるとともに、地方移住希望者の支援に必要な移住関連情報システム（全国移住ナビ）の充実を図ること。

また、地方の雇用の場を確保するため、企業の地方移転促進に係る税制特例措置の拡充、企業の地方移転促進に有効な情報提供などの新たな仕組みの構築及び政府関係機関の地方移転の推進を図ること。

(5) 地方分権改革の推進について

都市自治体が地域の特性を活かした自立的・自主的な取り組みを行うとともに、独自の制度改革をすすめることができるよう必要な法整備を行うこと。

また、より一層の規制緩和を行うとともに、地方分権改革の提案募集制度を活用し、地方の提案に基づく改革を積極的に推進すること。

## 2. 地方創生の実現に向けた財政措置

(1) 地方財政措置について

地域の実情に応じたきめ細かな施策が実施できるよう、平成 27 年度地方財政計画に計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」の拡充を図るとともに、一般財源総額を確保すること。

(2) 新型交付金について

地方版総合戦略に盛り込まれた施策を具現化し、地方創生を成果あるものとするため、自治体間の連携や産学官等の多様な主体の参画促進など、地方創生を深化させる都市自治体の施策に活用可能な、対象分野、対象経費の制約を排除した自由度が高く継続的な新たな交付金を平成 28 年度当初予算において確実に創設すること。

以上決議する。

平成 27 年 6 月 10 日

全 国 市 長 会